

資源再生利用補助金申請等提出前チェックシート

資源の再生利用にご協力頂きありがとうございます、以下にご注意の上宜しくお願いいたします。

1 書類の申請は期限内ですか？

書類に誤りがあった場合、訂正をお願いする場合があります。余裕を持った日程でのご提出をお願いします。郵送でのご提出の場合は、到着日にもご注意ください。

2 複数期の一括申請も「合算して1枚」でお願いします。

1～3期に申請を逸してしても、4期に一括申請ができますが、1枚の申請書に合算した上で申請をお願いします。4期の申請最終日は4月20日です。この日以後は申請できません。

3 計量業者の計量票が手書だった場合、押印がありますか？

機械印字式計量票はこの限りではありませんが、手書や複写によるものは発行業者印が必要です、また訂正部位も同様に「二重線抹消後に業者印」が必要です。[計量票の見方]参照

4 計量業者の計量票は具体的に記載されていますか？

補助金の対象になっている品目であるか、正確に確認できることが必要です。「干地」、「その他びん」などの正確性を欠く表記では、補助金の対象となりません。

5 鉛筆・消えるボールペンを使用していませんか？

文字が消えて確認ができなくなる恐れがあるので使用しないでください。

6 代表者個人の「印鑑」（個人印）を使っていますか？

自治会・理事会名の法人等代表印、印影の複写利用は不可です。

7 申請書と請求書の使用印は、同一ですか？

8 数量・金額に誤りはありませんか？

9 誤りの訂正処理を適正に行っていますか？

修正液は使用不可ですので、訂正する際は二重線抹消の上に訂正印を捺印してください。なお、合計金額の誤りの場合、訂正印は使用できません。新しい用紙を使用してください。

10 代表者や会計、口座番号・口座名義に変更はありませんか？

振込口座の団体名やフリガナは、金融機関通帳通り正確に記入をお願いします。

11 封筒に切手は貼ってありますか？

「差出人欄の住所や氏名の未記入」や「切手の未貼付」がございましたと、郵便事故が起きた場合、書類が差出人にも戻らず、紛失の恐れがありますのでご注意ください。